

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

本市は、都心から交通至便な位置にあること、また比較的平坦な地形で暮らしやすい環境にあることなどから、住宅都市として発展、成長してきました。

しかし、これまでの人口増加や近年の世帯数の増加などに伴う宅地面積の拡大を背景に、農地や草地、樹林地など、本市の魅力として、また市民の暮らしを支える資源として残されてきたまちなかの緑地が減少していることは否めません。

そうしたなか、多摩川、野川などにみられる緑地は、単に、本市に残された貴重な自然環境としてだけでなく、その青空まで広がる広大な空間が、市民が日常的に、憩い、安らぎ、心身をリフレッシュできる場として、また、イベントの開催地として市内外の大勢の人たちにより賑わいと活気が生み出される場となっています。

その一方で、本市のまちづくりの総合的な指針である「狛江市総合基本計画」や「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」においては、「水と緑の快適空間づくり」をはじめ、自然環境と調和した人々の交流が生まれる拠点の形成などが示されています。また、「狛江市多摩川利活用基本計画」では、豊かな自然に親しむことのできる快適な生活環境を身近に確保しつつ、市民などとの協働により、多摩川河川敷を活用したまちづくりを推進することとし、「環境資源を活かした交流拠点の創出」「市民が誇りを持つ景観の確保」「豊かで親しみの持てる自然空間の保全」を基本方針として掲げています。

この「狛江市かわまちづくり計画」は、多摩川を中心とした「かわ」と「まち」が有する様々な資源や魅力を活かし、市外から集う新たな人の流れと賑わいを創出しながらも、市民と来訪者の双方に親しまれる「かわまちづくり」の実現を目指すものであり、国、市、市民などの参加と協働による取組みを示すものです。

1-2 かわまちづくりとは

「かわまちづくり」とは、地域活性化のために、景観、歴史、文化及び観光基盤など、地域が有する「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組み」です。

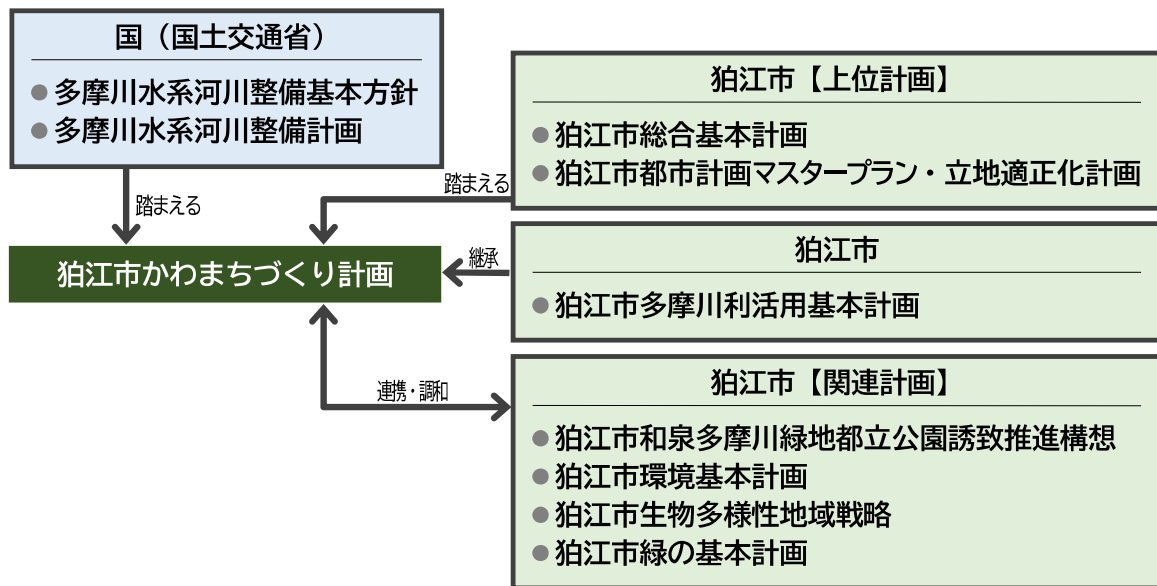
国では、平成21(2009)年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、全国の「かわまちづくり」の取組みを支援しています。

この「かわまちづくり」支援制度に「かわまちづくり計画」を申請し、登録を受けることで、治水及び河川利用上の安全・安心に係る水辺整備(護岸や遊歩道の整備など)や、河川敷地占用の規制緩和による賑わいづくり(水辺のオープンカフェなど)などの支援を河川管理者より得られ、「かわまちづくり」を実現しやすくなります。

1-3 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

「狛江市かわまちづくり計画」（以下「本計画」という。）は、「狛江市総合基本計画」「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」を上位計画とし、「狛江市多摩川利活用基本計画」を継承する計画として、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するための、基本理念、基本方針及びハード・ソフト施策を示すものです。



計画の位置づけ

各計画の内容を見てみると、国は、「多摩川水系河川整備計画」において、多摩川の狛江市区間を、人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施設などを配慮する「整備・自然ゾーン」として位置づけています。

本市では、「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」において、将来都市像「未来へつなげる 住み続けたいまち ～住み心地のよさを実感できるまち 狛江～」を実現する目標の一つに、「自然環境と都市景観を保全する水と緑の空間がつながるまち」を掲げ、また、多摩川に至近の和泉多摩川駅周辺を、「多摩川の自然環境と調和した人々の交流が生まれる拠点(地域交流拠点)」として、多摩川を水の拠点、和泉多摩川緑地周辺を緑の拠点に位置づけています。和泉多摩川緑地周辺は公園マネジメント推進エリアとも位置づけ、取組内容として都立公園誘致に向けた都市計画上の課題解決の検討、「狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致構想」に基づくスポーツ・レクリエーション空間や広域防災機能の確保を掲げています。

また、「狛江市多摩川利活用基本計画」では、利活用の基本方針に、「環境資源を活かした交流拠点の創出」「市民が誇りを持つ景観の確保」「豊かで親しみの持てる自然空間の保全」の3つを掲げ、それぞれに対して具体的な取組みを示しています。

このように、上位計画などでは、多摩川を、市民などが豊かな「自然環境」をはじめ、「景観」「交流」「誇り」「親しみ」などを享受できる空間として位置づけ、既存資源の保全を図りながら、新たな機能の創出を目指していく場所として位置づけています。

(2)計画の構成

かわまちづくり計画の構成

章	内容
第1章 計画の基本的事項	本計画の目的、位置づけ、目標年次、対象地域などを示しています。
第2章 狛江市及び対象地域の現況	本市や多摩川の概要、計画対象地域の資源や利活用状況などを整理しています。また、かわまちづくりなどに対する市民の意向を整理しています。
第3章 かわまちづくりの方向性	かわまちづくりに向けた留意点や多摩川に期待する役割を整理しています。
第4章 かわまちづくりの 基本理念と基本方針	かわまちづくりの基本理念、基本方針などを整理しています。
第5章 かわまちづくりの展開	かわまちづくりの基本理念と基本方針の達成に向けて取り組んでいくためのゾーンと具体的な取組みについて整理しています。
第6章 かわまちづくりの推進	かわまちづくりに関する具体的な取組みを進めていくための体制や仕組みを示すとともに、取組みの評価の視点などを整理しています。
資料	かわまちづくり計画策定の検討を行った「狛江市かわまちづくり計画策定協議会」の概要などを整理しています。



1-4 計画の目標年次

本計画は、中長期的な視点に立って進めることが必要であるため、計画期間を10年間とし、目標年次を令和15(2033)年度とします。

かわまちづくり計画の目標年次

役割	登録	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)		
国	計画登録	国と市で 整備に関 する協議	ハード施策(設計・整備)									
			ハード施策(設計・整備)									
市、市民など			ソフト施策(企画・実施)									



1-5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、一級河川多摩川の狛江市区間(左岸)とした、下図に示す範囲とします。

当初、本市では本計画の対象地域を「多摩水道橋から多摩川自由ひろば付近まで」の約 800 mと想定しましたが、地域資源である五本松や狛江水辺の楽校が含まれていないこと、多摩川を訪れる人の動線が多岐にわたることから、市域全域の約 2.5 kmに変更しました。



計画対象地域